

陽だまり

発行 里親ファミリーホーム全国連絡会 事務局

〒116-0011 東京都荒川区西尾久 5-8-7 (若狭方)

電話・FAX 03-3893-5072

e-mail kokoroike@yahoo.co.jp

挨拶

会長 廣瀬タカ子

核家族化、少子高齢化が進む現代において、里親ファミリーホームは、現代風とは言えない家族の姿かもしれません。

子どもが少ないこの時代に、何故、保護されなければならない子どもが増え続けているのでしょうか？

子ども達は、親から虐待を受け、地域から通報され、見ず知らずの場所に連れて行かれ、自分のために保護されたと言われても、とても不安な環境に置かれてしまいます。まさに、大人の犠牲になった子ども達であります。

中には、こんなに便利でものがあふれ、食べ物も豊富な時代なのに、栄養失調で短い命を終わる子どももいます。

子育てをすることが難しい親たち。その親子を見守り支えることができない地域の希薄さ。大人達が作った現代社会の中で翻弄され続ける子ども達。家族とは、家庭とは何処へ行ってしまおうでしょう。

たとえ血が繋がらなくても、兄弟姉妹がいて、喧嘩もするけど労わりあい、譲り合い、命の尊さ、愛情のかけ方、かけてもらい方を、日常的な営みから体験を通して、親も子も学び合う。それが里親ファミリーホームです。

里親になる事は特別なことでもなんでもなく、ごく普通のおじさんおばさんが子ども達と共に生活をしているというのが実際の姿です。

地域の中で、地域や関係機関にも支えられながら、多くの人との繋がりの中で生活を送ることが、子ども達の社会性を育みま

す。そして何より、子ども達を守る「家族」がそこにいること。

里親ファミリーホームは、ひと昔前のごく普通の家族の姿かもしれません。

子どもはどの子どもでも、産まれながらに平等で、生きる権利を持ち、大人により保護され、育まれながら、次世代に向かって成長し、はばたいていくものであります。

親として大人としての責任、支えあうという意識、そして親に問題が起きた時に親に代わる大人の役目としての里親は、今の時代に特に必要ではないでしょうか。

里親ファミリーホーム全国連絡会は、多くの人の支えによって育まれてきている会です。この気持ちで、多くの子ども達に届きますように、どうぞ、皆様のお力をお貸し下さいますよう、お願い申し上げます。



ファミリーホーム制度化の動き

厚生労働省「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の中間とりまとめを受け、厚労省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、里親による小規模なグループ形態の住居・施設のあり方についても検討課題の1つとして討議されました。

当会では、第3回社会的養護専門委員会の開催に合わせ、次の資料を木ノ内委員を通し提出いたしました。

小規模住居における養育事業の制度化に関する意見書

里親ファミリーホームアンケート結果

廣瀬ホーム、土井ホーム、ざおうホーム各統計資料

以下、当会から提出した意見書です。

小規模住居における養育事業の制度化に関する意見書

子どもの健やかな発達を保障する里親ファミリーホームに焦点を当てて

平成19年10月21日里親ファミリーホーム全国連絡会
会長 廣瀬 タカ子

1. 小規模住居における養育事業の制度化について

1) 議論の前提としての本会の認識

- ・「家庭的養護」は「施設養護」に優先する。(子ども権利条約第20条)
- ・海外では「施設」とは小規模形態の「グループホーム」を指す場合が多い。
- ・「施設養護」中心の我が国の現状に対し、3度の国連勧告、事務総長見解が出されている。
- ・要保護児童の増加予測(現状の倍の10~12万人)がある。

2) 本会の意見

ファミリーホームの位置づけ

「家庭的養護」を優先すべきという国際社会の共通理解にたつて、代替的な家族ケアを行いつつ、同時にこれからますます拡大増加するであろう「要保護児童」の対応の受け皿になるのが「里親ファミリーホーム」という認識のもと、制度化を希望するものです。

受け入れ人数

具体的には、あくまでも「里親の域」内において、専門里親と同じように、里親の種類の一つとして、概ね4~6人の子どもを養育する多人数委託の制度としての里親ファミリーホームの制度化を提案します。

里親ファミリーホームの特長

現場では、養育困難と思われる児童が、ファミリーホームでは健全に育っている事例が多く見受けられ、里親と里子の基本的な関係だけでなく、里子同士の相互性を生かした運営がなされているケースがあります。

家族機能・在宅機能としての特長

里親ファミリーホームは多人数委託とはいえ、「家庭を失った子ども」に「家庭」を与えるという原則を前提に、ホームの運営者はあくまで「親」であり、24時間の生活全体を通じて養育をおこなっています。交代なしで子どもに接するという点で、

「職員」ではないところに本質があり、この点において子どもとの愛着形成に優れていると考えます。

資格要件に関する希望

本会では半数以上の会員が法人化を希望していないこともあり、ファミリーホームの開設要件としてNPO等法人化を義務付けることのないように希望します。

2. 同事業の社会福祉事業への位置づけ、質の担保等のための仕組み等

1) 同事業の社会福祉事業への位置づけ

里親による多人数養育形態

2) 質の担保等のための仕組み

- ・研修制度の充実
- ・認定制度の導入（英国の専門里親制度参照）
- ・専門家および当事者によるモニタリング（監査・アドバイス・スーパーバイズ）制度の創設

3) 本会の意見

ハード面の充実

多人数委託の現場では、部屋数の不足、施設・設備の償却等の問題が常につきまとい、養育者の悩みの種となっています。こうした家屋や設備の改修等ハード面の拡充を子どもの安心感に満ちた居住環境を保障するという観点から、大幅に充実すべきと考えます。

資格要件と公平性の確保

社会的な公益性を担保する資格要件が問題となるならば、里親ファミリーホーム認定の前提として、専門職にふさわしい報酬を与えることを提案します。施設や里親等措置先によって子どもの委託費、運営費が変わる現状は行政の公平性の上からも見直しは欠かせず、また子どもの健やかな発達保障の上からも制度の見直しと充実を希望します。

措置費の構成

ホームの家屋費や補助職員雇用費を基礎に、委託人数部分の生活費と専門職としての里親自身の手当て（グレード制）を希望します。

本会の果たす役割

本会がNPO法人格を取得し、希望者の開拓から、スキルアップのための研修、資格取得、認定、監査といった一連の業務を推進し、個々のホームはその傘のもと必要とされる質を維持することも考えられます。その際、事務所の維持費や専従職員の人件費補助を要望します。

3. 同事業の人員配置・支援体制

1) 入所児童の定員枠

4～6人（実子含めず）

2) ホームの人員配置

運営者2名、補助員2～4人（入所児童数に準ずる）

3) 支援体制

全国基幹支援センター、地域基幹支援センターの設置を希望します。（注1）

4. その他提案と要望

同事業を実施する者の要件としては、専門里親制度の資格要件を参考に、研修、認定制度によるグレード制導入を希望します。ファミリーホームを含む養育里親は子育ての専門士として位置付けをし、養成・研修体制を整え、里親認定のための養成、節目の研修、そして専門研修を実施して資格を付与、また場合によっては認定試験制度を採用することも提案します。

里親型ファミリーホーム運営者の立場は、手当の額から考えると、現在ボランティアでも専門家でもなく中途半端であるといえます。現実の要保護児童の養育は、ボランティアでは対処できないので専門家としての評価をすべきと考えます。また諸外国と比しても手当が少額なのは明らかで、是正を要望します。日本の里親制度は子どもの側に措置費が適用されているのが現実ですが、英国等を例に、里親を専門職として認識していただき家屋の改造費や補助職員雇用費など基礎部分の充実に加え、委託人数分の生活費と、専門職としての里親自身の手当増額を要望いたします。

里親型ファミリーホーム運営者への支援としては、専門研修、レスパイト、家事援助、学習ボランティア、心理的専門相談、一時預かり等サポート体制の充実が必須で、機能として地域子育て支援相談センター（仮称・注2）を創設し、地域に拠点（例えば児童養護施設の形態転換を促進する）をつくり、展開していくことを提案します。

注1・2

基幹支援センターは都道府県・政令都市ごとに設置する機関として、地域子育て支援センターは旧来の児童養護施設を移行させる受け皿としての位置づけ。

*** 10月23日、専門委員会の開催に先立ち、厚労省と協議の場が設けられました。
当会からは、廣瀬会長を始めとして4名が出席しました。内容は、以下の通りです。**

日 時:10月23日午後2時30分～3時40分

場 所:厚労省児童家庭課

出席者:厚労省:藤井康弘課長、為石摩利夫課長補佐、川尻恵係長、川並利治専門官、
青井

連絡会:廣瀬タカ子会長、元藤大士副会長、村田和木事務局員、若狭佐和子会員

目 的

厚労省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の開催に合わせ、全国連絡会より里親ファミリー制度に関する意見書および別添資料（24FHのアンケートほか、連ホーム・千葉、ざおうホーム・宮城、土井ホーム・北九州市上記3ホームの運営状況）を厚労省に提出し、制度の実施を要望した。

協 議

協議内容の要約

- ・厚労省はFH制度を平成21年度に発足させる予定である。
- ・厚労省はFHを里親と施設の間形態と位置付け、別制度として取り扱う考えである。
連絡会は里親制度の枠内で要望したのに対し、厚労省は別枠で事業化を構想している。
- ・定員（委託人数）については今後協議する。
連絡会は4人以上6人まで定員と考えている。厚労省は5人以上6人まで。
- ・家屋修理費として施設のように何十年も存続するわけではないので支出は困難。代わりに手当てに含んで支出する。
連絡会は要望。厚労省は代案を提示した。
- ・厚労省は常勤手当と非常勤手当（夫婦2人に対して）と補助職員手当を想定している（補助職員として週2日の補助なのか個々に対応）
- ・厚労省はFHを監査（事業、会計）の対象とする考えである。
厚労省は里親の職業化を前提とした事業化を構想している。
この協議の場で、厚労省より制度化されていない自治体での多人数養育の実態についての調査の依頼を受けました。これを受け全国の多人数養育家庭について可能な範囲で調べ、アンケートを作成・送付いたしました。

* 11月22日、第5回（最終）社会的養護専門委員会が開かれ、正式な報告書が30日発表されました。

里親制度、ファミリーホーム制度に関する部分は以下の通りです。

社会的養護体制の拡充のための具体的施策

(1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、愛着関係を形成し、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行い、子どもが社会へ巣立っていくことができるよう支援することが求められているが、現行の社会的養護体制においては、最も家庭的な環境の下で養育を行っている里親への委託が増加していない。また、施設においても個別的なケアや一定の安定した人間関係の下での養育を基本とすべきであるが、ケア単位が大規模であること等から十分なケア体制が整備できていない等の問題点がある。

このような問題を解決するため、以下に記載するように、里親委託を促進するとともに、家庭的な環境の下で養育を行う新たな形態として、小規模グループ形態の住居において子どもをより適切に養育する新たな仕組みを創設する必要がある。

里親制度の拡充

里親委託を促進し、里親を支援するための体制を拡充する観点から、以下のような制度の充実・整備を進める。また、併せて、様々な手法によるPR等により里親制度の普及啓発活動を国民運動として展開するべきである。

- ・「養育里親」と「養子縁組里親」を区別し、養育里親の社会的養護体制における位置付けを明確化する。
- ・養育里親となる者の要件について、都道府県が行う研修を修めた者とするほか、欠格事由や取消要件の明確化を図る等里親認定登録制度を見直す。
- ・養育里親による養育を社会的に評価する額へと里親手当を引き上げる。
- ・養育里親の研修、養育里親に関する普及啓発活動、子どもを受託した後の相談等の業務を都道府県の役割として明確化するとともに、子どもに最も適合する里親を選定するための調整等も含め当該業務の委託先として里親支援機関を創設する。里親支援機関については、乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センター、NPO、都道府県里親会等地域で里親に対する支援を行うことができる機関を幅広く活用する。
- ・専門里親についても、委託可能な子どもの範囲に障害児を含める等の拡大や研修システムの充実を図る。
- ・施設に措置されている子どもを週末や長期休暇等に養育里親等の家庭に短期間、定期的に預かるいわゆる「週末里親」や「季節里親」の仕組みを拡充する。

なお、里親委託を推進するに当たっては、上記里親支援機関や児童家庭支援センター、施設などの地域の資源を十分に活用するほか、特に実親との交流の時期や方法等実親との関わりについては、児童相談所が里親と適切に連携を図りつつ、対応することが重要である。

小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設

小規模グループ形態の住居における養育に関する以下の指摘を踏まえ、小規模グループ形態の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業の制度化を図る。

- ・現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人の子どもを受託して行っているいわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないとの指摘がある。
- ・また、こうした多人数を委託される里親は委託された子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことができることから、里親との1対1の関係を築くことが困難である子どもの場合でも、家庭的養護が可能となるとの指摘もある。

なお、制度化を図るに当たっては、当該事業を社会福祉事業とし、里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置付ける。

また、適切な養育の質を確保するため、同事業を実施する者について、子どもの養育に関する一定の経験を有する等の要件を課すこと、必要な人員配置として、概ね6人程度子どもが委託されることを想定し、里親に加えて家事等の援助を行う人員を確保することや地域での適切な連携体制を確保すること等を定めるほか、他の施設や里親等と同様に、5.に記載するような権利擁護の仕組みを導入する。

さらに、当該事業の創設に当たっては、円滑に新たな事業を実施できるよう、現在既に子どもを受託している「里親ファミリーホーム」等に配慮した経過措置を設けることが重要である。

当会の要望した里親制度の延長線上にある「ファミリーホーム制度」とは、異なった形態ですが、今後、平成21年度の制度化に向け、大きく動き出していくこととなります。それに合わせ、当会の活動も制度化への要望から次の段階へと移って行く必要があります。

制度の細部について、どのように要望していくのか、またこれからの当会の役割についても考えていかなければなりません。会員の皆様の御意見を是非お寄せ下さい。

平成19年度総会

8月24日(土) ウィリング横浜において平成19年度総会が開催されました。
会員45名中 出席17名 委任状提出23名

* 各議案について承認いただきましたが、特別会計について詳細を後日報告するということになりましたので、お知らせいたします。

* 役員の変更を行い、それに伴い規約を一部改正致しました。

副会長を各ブロックを代表する形で増員し、事務局体制も充実させました。

第2回里親ファミリーホーム全国研究協議会

8月25日(日) ウィリング横浜において第2回里親ファミリーホーム研究協議会が開催され、全国各地より多数の方が参加いたしました。

基調講演 「理不尽な体験を重ねた子どもの成長を願い共に暮らす」
～虐待や不適切な養育を受けた子どもとのかかわりの工夫～

茨城大学人文学部
當 眞 千賀子

午後からは、3つの分科会を行いました。

第一分科会 テーマ「ファミリーホーム制度導入の課題と制度が拓く未来」

コーディネーター：柏女霊峰（本会顧問：淑徳大学総合福祉学部教授）
パネリスト：宮腰奏子（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課課長補佐）
パネリスト：江角義男（東京都八王子児童相談所所長）
パネリスト・司会：坂本洋子（東京都ファミリーホーム）

第二分科会 テーマ「子供の安心・安全、里親の安心・安全 虐待の再演防止に
焦点を当てて」

司会者：土井高德（副会長・土井ホーム、北九州市）
助言者：田嶋誠一（顧問：九州大学大学院教授、福岡市）
発題者：菅野恵子（会員：菅野ホーム、千葉県）

第三分科会 テーマ「子ども自身からの声」

司会・進行：青葉紘宇（東京都ファミリーホーム）
入江礼奈（浜松の里親）
助言者：川名はつ子（早稲田大学 准教授）
コーディネーター：兼井京子（東京旧養育家庭センターワーカー）
パネリスト：稲垣友美（広島稲垣家の大学生）
大目祐賀子（京都の北川家の大学生）
島田陽水（船橋市の里子）
渡辺三郎（町田市の渡辺ホームの実子、大学生）
特別報告：早稲田大学里親研究会

各内容の詳細については、後日出されます報告書をご覧ください。

尚、来年度の第3回里親ファミリーホーム全国研究協議会は、
平成20年 8月9日(土)～10日(日)開催予定です。
大きなテーマとしては、「里親ファミリーホーム養成講座」を予定しています。

各地からのお便り

茨城では

永井健治

私が、2000年に里親登録してから2年後に、茨城県里親型グループホームが制度化され、それから5ヶ所のグループホーム(以下GHとする)が出来ました。ある地区にGHを作る案がありましたが、GHを作ると一般里親に里子が来なくなるという事でその地区で反対にあいました。他の地区で現に4人以上里子がいる里親にGHが認可されました。

県は5ヶ所までで、やりたいという希望があっても、それ以上増やさないといっています。養護施設というと、県立の施設が1ヶ所なくなりました。それから新しく、民間施設が3ヶ所開設され、現在もう1ヶ所建設中だけでなく、もう一つ作る計画があります。2年に1ヶ所の割合で増えています。「永井さん、反対運動できないか」と相談されましたが、要保護児童が増加している茨城の現状では反対運動は難しいと考えています。

19年度の関東ブロック里親大会で、『日本の養護施設は、国連から児童憲章でうたっている、「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられる。」と定めてある点から、児童憲章違反である』また、EU連合では施設養護中心でやっている国は、連合に参加させないとの話がありました。国や行政の施設養護に対する考え方が変化しないかぎり、反対運動しても茨城の養護施設は増え続けていくと思います。それよりも、児童相談所が安心して里親に子どもを預けてくれるようになる事が先だと私は思っています。ある里親は、里子が言うことを聞かない時、「永井さん家にやっちゃんから。」と言ったそうです。その子は私の姿を見つけるとそっと隠れるようになりました。

19年度FH全国大会と同じ日に行われた研修会では、ある地区の児相の所長さんから「里親は施設みたいに難しい子を預かれるのか。」とか「そんな難しい子をどうしてその児相は里親に預けたんだ。私なら預けなかった。」と言われ、里親はショックを受け怒っていました。児相からお願いしますといわれたから預かっていたのにと涙を流していました。この話を聞いて、途中参加した私は、「私がいたなら、噛み付いたのに。」と言いました。しかし、次の日の全体会でこの話が出た時、私は里親が怒るのはごもっともです。でも私たちの地区の児相はそんな関わりの難しい子でも、里親を信じ措置してくれたんだ、難しい子は里親に措置しない地区があるのに

預けてくれたという事は、その里親を認めてくれたんだと思う。児相が変化してきているんですねと言いました。私たちのその児相は、定期的に里親、子、両方のカウンセリングをやるなど関わりを続けています。

何年か前に私は児相に呼び出され、「里親は実親と関わらないでくれ。」と叱られた事がありました。それも、「永井さん、そのことはケースワーカーと相談しながらやっていいよ。」となりました。レスパイトケアも施設のみだったのが、18年度より里親でもよいと変化しました。他県から遅れていますが、少しずつ児相も含めて、行政側の変化が見えてきました。難しい子どもでも里親に預けて来れるような里親が増えて行く事、それが、施設養護を減少させる手だてではないかと、少しずつ少しずつやる事が大切であると考えている私です。

茨城のGHは5ヶ所までですが、希望する里親は、どんどん複数の里子を預かっていく事が、5ヶ所以上のGHを作っていく方法ではないでしょうか。以前私は、児相の職員に「永井さん、施設をやらないか。」と言われました。その時は里親をやっているのになぜ施設をやる必要があるのかと思いましたが、その時、他の職員が「施設ではナー」との言葉を発していました。いま考え直してみると、福岡のSOS村に近い形のFHをFHの集合体でなく、地域に根ざしたFHを1人の里親が、何箇所か運営していけないだろうか。運営費は養護施設や乳児院と同じ位出してくれれば・・・と考えている私です。

浜松から

入江礼奈



生まれて数ヶ月でわが家に来たたっくんには知的障害があり、3歳の自分の誕生会もよくわかっていない様子でした。でも、お兄ちゃんお姉ちゃんが各々100円ショップで買ったミニカーをプレゼントすると大喜びです。

うれしそうなたっくんの様子にみんなもうれしくなりました。

地道な試みこそ

東京 青葉紘宇

私の関心事の一つに、何故里親制度が広がらないのかという疑問があります。私たちの社会は他人の子どもを育てるのを何故拒むのでしょうか。家の中を覗かれたくない、煩わしさに巻き込まれたくない等の感情が根強く残っているからかも知れません。子育ては結構エネルギーを使うことには間違いないのですが。

そんな感情の壁は一度乗り越えようと、何んとかやってみるものなのですが、私たちはなかなかチャレンジする気持ちになりません。そして、世間の人には里親、特にファミリーホームなどを特異な存在と見て、ご奇特な方として「敬して遠ざける」眼差しを向けます。

でも、昔からどの地域にも私達と同じ考えの人が確実に居たこと、そのような人たちの営みが過去に連続と続いていた事実があります。急に目の前が変わるということは期待しないで、先輩の実践した事実を信じて、コツコツと歩むしかないのかも知れません。

もちろん、使い易い制度を訴えて行くことも大切です。それぞれの立場からの地道な試みや訴えこそが里親拡大の原動力となるものと思います。最近の厚労省の動きなどは私たちに勇気を与えてくれます。このファミリーホームの会が存在する事に勇気付けられもします。私もささやかな試みにチャレンジしようと思っています。

どんぐりサロンのこぼれ話

福岡県里親 吉田菜穂子

みなさんこんにちは！

福岡県では、小中学生の里子・養子を持つ里親が中心となって、サロンを展開しています。

このごろの話題の中心は、NPO 法人を立ち上げた仲間と、子どもの村の話です。

福岡市里親の民さん夫婦が立ち上げた『特定非営利活動法人子ども支援ホーム合草』は、まさに里親ファミリーホームと自立援助ホームの合併版を目指したものだと思います。民さんは現在5名の里子と北海道からの養子1名を養育してありますが、福岡県・北九州市・福岡市・北海道と行政を越えて受託していたため、福岡市里親ファミリーホームの認定に落ちました。それならば、自力で頑張ると、とうとうNPO 法人を立ち上げたわけで、そのパワーに敬服しています。

子どもの村の構想も、2年前に福岡市の里親ファミリーホーム第1号で幼稚園長の有吉さんが熱心に、「SOS キンダードルフの子ども村を作るんだ」と講演してあったことを思い出すと、具体化するにしたがって、『特定非営利活動法人 子ども村福岡を設立する会』ができ、別の組織として動き出しましたね。福岡市や、九州経済界や、地方のマスコミを総動員しての活動に、子どもの福祉が本当にあるのかなと、ちょっぴり不安な私ですが、社会的養護が必要な子どもたちの、養育方法のひとつとして捉えるならば、うまくいってほしいものです。第1回の育親(養育する人のこと)研修に80名の参加があったそうですが、大半は、学生や、関心がある人で、肝心の育親希望者のご夫婦はほとんどいなかったようで・・・大丈夫でしょうか？

サロンでの里親さんたちの反応は、「里親制度を利用した施設でしかない」との否定的意見が圧倒的に多く、里親のなかには、育親になりませんかと誘われた人もいましたが、「自分の家をしめて、わざわざ他所に住むはずがない」というのが一致した意見でした。もっとも、サロンのメンバーの95%は持ち家ですので、地域性も考慮しないとなんともいえませんが。私の意見としては、里親ファミリーホームと児童養護施設の中間に位置するものと捉えています。いずれにせよ、育親に名乗りをあげてご夫婦が出ることを祈っております。

下町のほんわか家族です

東京 若狭一廣・佐和子

我が家は東京23区内の、都電(東京都最後の路面電車)が通る下町にあります。東京というと、なんとなく殺伐とした冷たいイメージを持たれがちですが、私たちが暮らす荒川は、近所づきあいのとても密な地域で、犯罪発生率も23区ではトップクラスに低い地域です。駅も学校も警察も消防署も病院も商店街もコンビニもすべて徒歩5分以内に位置し、物価も比較的安いので、とても暮らしやすい所です。あえて欠点をあげれば、車での移動がしにくいことくらいでしょうか。道路がごちゃごちゃしていて狭い(1.5mや2m道路が多い)上に、走り出してもすぐ渋滞。使いづらいので、車を持たない家も増えています。

そういう環境ですから、子どもたちは(特に我が家の)毎日のように友達の家に行ったり呼んだりして、にぎやかに遊んでいます。幸い家の前の道路は狭いため車が入れないので、パソコンやゲームばかりでなく、昔ながらのローセキ(懐かしい!)やゴム飛びなどを楽しむことも多いです。

我が家の里子は4人。高校生の女の子2人に小学生の

男の子2人です。それに中学生と小学生の実子があり、6人きょうだいです。さらに最近、措置解除になった子がすぐ近所にアパートを借りたので、毎日行き来しています。

大家族でにぎやかな環境は一見落ち着かない雰囲気ですが、生活してみると、意外とほんわかゆったりしていて、とても過ごしやすいということがわかりました。

東京都はファミリーホーム制度が充実していて、担当の児童相談センターや福祉司さんも、きめこまやかなケアをしてくれます。こういう制度が全国に広まることを希望いたします。

みやぎ・ざおうホームから

ト蔵康行

自然の中で子どもを育てたい、FHをやりたいと願って蔵王に移り住んだのは18年も前のことです。そもそものきっかけは、里親読本で群馬県の横堀ホームについて読んだことでした。

宮城県は、当時から施設養護中心で里親研修会では「施設に預けておけば安心」という言葉が、児相の職員から語られました。複数委託すままならず、遠く青森県から2人目の子どもを受託しました。里親専任のケースワーカーを配置し、里親委託へと積極的に動き出したのは、ここ2年ほどのことです。それは、被虐待児の増加によって、常時、養護施設が満所に近い状態が続いていることとも関係しています。

平成17年、東北で最初のファミリーホーム制度というふれこみでようやく制度化され、新聞等にも大きく取り上げられました。初年度に3箇所指定(22年までに5箇所)という目標でしたが、我家1件だけの指定にとどまりました。その後もFH希望者は現れず、昨年度(といっても2年目です)からは、このままでは補助を縮小という話も出始めていました。年度末に、子どもセンター(児相)が希望者を開拓、ようやく1家庭が名乗りを挙げました。それも束の間、今年の6月、今年度での制度廃止という通告を突然受けました。理由は、財政難による補助事業の見直しと後続のFH希望者が現れず、制度の効果が期待薄ということでした。その後、いろいろな方の働きかけによって、保健福祉部長からは、「事業は廃止しない」という約束をいただきましたが、それでも現状の制度維持にはいたらないでしょう。FH制度や里親制度の中での地域格差を解消するには、やはり国によるしっかりとした制度が必要になります。

最後に、我家は、蔵王国定公園の中にあって、たいへん環境に恵まれた中にあります。秋には、散歩に行くといっは、どんぐり拾いや栗拾いに子どもたちは出かけ、冬、雪が降っては家の前でソリ遊びといった具合です。

子ども達の成長に喜びをもらいながら、力をもらいながらの毎日です。

* 会報名「陽だまり」について

会報の名前は、会員から募集、4つの候補の中から皆さんの投票で決定しました。名付け親は、広島県の稲垣友美さんです。以下、友美さんからの説明です。

「私がこのタイトルを思いついたのは、大学へと向かう電車の中でのことです。

かわらの陽だまりの中で元気いっぱい遊ぶ子どもたちを電車の窓から見てとてもあたたかい気持ちになりました。

全ての子どもが、それぞれの陽だまりの中で笑顔の花を咲かせられるような世の中になればいいなと思います。里親をはじめ、この会のみなさまには子どもが安心できる陽だまりを創る太陽であってほしいと思います。」

書籍案内

これからの児童養護

里親ファミリーホームの実践

柏女霊峰【監修】/ 里親ファミリーホーム全国連絡会【編】
A5判並製 230頁 ISBN 978-4-903690-13-1 2100円

虐待や育児放棄などさまざまな理由により家庭生活を奪われた子どもたち。そうした子どもたちが普通に「家庭」のなかで暮らし、成長していくために、里親ファミリーホームは制度化に向けてどう取り組んでいくべきか？ 里親ファミリーホームの制度化に関するQ&Aからホームの悩み・楽しさを伝える運営者の声まで、これからの児童養護を考えるための力ある1冊です。

生活書院

里親ファミリーホームを目指す方には、必携の本。里親会始め行政・施設関係者に方等、是非、お勧め下さい。

* 会費の納入や寄付金は、下記の郵便振替口座宛お願いいたします。

口座番号 00160-6-390836

加入者名 里親ファミリーホーム全国連絡会

編集後記

創刊準備号以来の会報発行となりましたが、この間、国によるFH制度化への道筋も見えてきました。もっと多くの方に、各地域から情報発信していただけたらと思います。

ト蔵